

町田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例

町田市まち・ひと・しごと創生基金条例（令和元年12月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 町田市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する<u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u>（以下「<u>寄附活用事業</u>」という。）<u>に関し</u>法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てるため、町田市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>寄附活用事業の経費</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 町田市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てるため、町田市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>前条に規定する事業は、芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクトとする。</u></p> <p>(積立額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、<u>第2条に規定する事業の経費</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。